

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業及び
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業の
積極的な活用について

新型コロナウイルス感染症の重症患者に対して体外式膜型人工肺（以下「ECMO」という。）及び人工呼吸器を適切に取り扱うことのできる医療従事者を養成するための研修については、都道府県の事業として実施することとし、当該事業における研修内容等については、「新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業の実施について」（令和3年4月1日付け事務連絡。）にて周知するとともに、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」において、当該研修事業を都道府県が実施する場合の経費を支援しているところです。

今夏の新型コロナウイルス感染症感染拡大時において、首都圏をはじめとする地域では重症者用病床の使用率が90%を超えるなど、特に重症者用病床の確保が課題となりました。重症者用病床の確保にあたっては、人工呼吸器等の重症者の治療を行うために必要な医療機器を正しく扱える知識を持つ医療従事者の確保が重要となります。

今般、各都道府県において新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業を実施するにあたり、当該研修を受講するために医療機関が医師、看護師、臨床工学技士を派遣する場合において、医療機関（派遣元）を対象に、その派遣実績に応じて研修の受講に要する経費を支援することとしました。貴職におかれましては下記の内容について御了知いただくとともに、本事務連絡の趣旨を管下の医療機関に周知いただくようお願いします。また、今後、当該研修事業の需要が増大することが見込まれることから、積極的に当該研修事業を実施していただくようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業の事業範囲について

「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」の「(7) 新型コロナウイルス感染症重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業」においては、これまで新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関（派遣元）を対象として、その派遣実績に応じて支援を行ってきたところです。今般、その対象として、都道府県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修に参加する医師、看護師、臨床工学技士の派遣を行う医療機関（派遣元）を追加することとしました（別添1「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」に関するQ&A（第10版）について（令和3年12月3日厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課事務連絡）（抜粋）」参照）。

各都道府県におかれましてはこの趣旨を踏まえ、人工呼吸器等の重症者の治療を行うために必要な医療機器を正しく扱える知識を持つ医療従事者の確保のため、当該事業の積極的な活用をお願いします。

2. 新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修の需要増大への対応について

今般、1. のとおり、各都道府県において当該研修を実施するにあたり、医療機関が医師、看護師、臨床工学技士を当該研修に積極的に派遣いただくために、医療機関（派遣元）を対象に、その派遣実績に応じて支援を行うこととしました（別添2参照）。

各都道府県におかれましてはこの趣旨を踏まえ、人工呼吸器等の重症者の治療を行うために必要な医療機器を正しく扱える知識を持つ医療従事者の確保のため、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」の「(20) 新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業」（参考）も活用しながら、当該研修の積極的な開催をお願いするとともに、管下の医療機関に対して、当該研修に積極的に医師、看護師、臨床工学技士を派遣していただくよう、周知方をお願いします。